

相楽東部広域連合長の職務を代理する者を定める規則

平成 20 年 12 月 25 日
規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 152 条の規定に基づき、広域連合長の職務を代理する者を定めるものとする。

(広域連合長の職務代理者)

第 2 条 広域連合長に事故があるときは、副広域連合長がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。